

厚生労働省北海道労働局発表
令和7年10月3日

厚生労働省
北海道労働局 労働基準部 賃金室
室長 牧野 雅彦
室長補佐 菅原 光一
直通電話 011-788-6576
代表電話 011-709-2311（内線 3531）

報道関係者 各位

令和7年10月4日から 北海道最低賃金は時間額 1,075 円になります

— 現行より 65 円（6.44%）の引上げへ —

北海道労働局長（村松 ^{むらまつ} ^{たつや} 達也）は、北海道地方最低賃金審議会から最低賃金の改定に係る答申を受け、現行の時間額 1,010 円を 65 円引上げ、1,075 円とする決定を行いました（令和7年9月4日官報公示）。

令和7年10月4日から、北海道最低賃金は時間額 1,075 円に改定されます。

最近の北海道最低賃金額の改定状況は、下記【参考1】のとおりです。

【参考1】北海道最低賃金額の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
最低賃金額	889円	920円	960円	1,010円	1,075円
対前年引上額	28円	31円	40円	50円	65円
対前年引上率	3.25%	3.49%	4.35%	5.21%	6.44%

【添付資料】

1. 北海道最低賃金額リーフレット